

平成19年度
第2回全国「介護サービス情報の公表」制度
担当者会議資料

平成19年11月2日

厚生労働省老健局振興課

目 次

1	施行状況について	1
2	平成20年度の調査方法等について	3
3	事業運営の透明性の確保及び手数料の適切な検証、見直しについて··	11
4	制度の適正な運用等について	15
5	国庫補助事業について	19
6	今後のスケジュール等について	21
7	参考資料	25

1 施行状況について【参考資料1】

- 介護サービス情報の公表制度（以下「情報公表制度」という。）については、昨年4月に施行され約1年7ヶ月が経過したところであるが、全国の施行状況についてのアンケート調査の結果（本年7月1日現在等）を別添のとおり取りまとめたので、情報提供する。

2 平成20年度の調査方法等について

(1) 報告・調査・公表の基本的な考え方

- 平成20年度については、早期全面施行を図る観点から、今年度モデル調査事業を実施した、介護予防訪問介護等の22サービス（細分ベース）を追加施行することを現時点では予定している。

- 本年度までの調査方法等の大きな違いは、既に施行している12サービス（本体サービス）と同類型の予防サービス、地域密着型サービス（以下「予防サービス等」という）を一体的に実施している事業所の報告・調査については、事業所の事務的負担・経費的負担等に考慮する必要があること等から、既に施行している12サービスと同類型の予防サービス等の複数サービスを同時に報告・調査することとし、またその調査確認については、原則本体サービスについてのみとする効率的な報告・調査を行うことを予定している。

- なお、福祉用具貸与、特定福祉用具販売（予防含む）、短期入所事業（介護老人福祉施設又は介護療養型医療施設併設、単体含む）の場合についても、上記と同様の取扱いとする。

- 概要については、以下のとおり。

(2) 調査実務の例〔調査実務の流れの概要（一般的に考えられるフローチャート例）〕

【※は従来と異なる点】

① 各都道府県知事による調査計画の策定等

- 調査対象事業所の確定
- 調査対象事業所毎の調査月の確定
 - ※ 既に施行している12サービス（本体サービス）と同類型の予防サービス等を同一所在地で実施している事業所の同一報告・同一調査が望ましい。
- 担当調査員又は担当指定調査機関（以下、「担当指定調査機関等」という。）

への調査対象事業所の割振り

- 調査日程等の確定（担当指定調査機関等は、調査対象事業所との間で具体的な調査日程等を確定）

② 調査票の配布等

- 各都道府県知事又は指定情報公表窓口（以下、「公表窓口等」という。）から調査対象事業所へ介護サービス情報の記入帳票（「基本情報調査票」及び「調査情報調査票」）を配布

※ 既に施行している12サービス（本体サービス）と同類型の予防サービス等を同一所在地で実施している事業所の同一報告・同一調査が望ましい。

- 調査日の案内

〔参考：調査票の種類（以下の13種類）〕

- 様式① 訪問介護+介護予防訪問介護
- 様式② 訪問入浴介護+介護予防訪問入浴介護
- 様式③ 訪問看護+介護予防訪問看護
- 様式④ 訪問リハビリテーション+介護予防訪問リハビリテーション
- 様式⑤ 福祉用具貸与+特定福祉用具販売+介護予防福祉用具貸与+特定介護予防福祉用具販売
- 様式⑥ 通所介護+認知症対応型通所介護+介護予防通所介護+介護予防認知症対応型通所介護
- 様式⑦ 通所リハビリテーション+介護予防通所リハビリテーション
- 様式⑧ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）+地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）+介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
- 様式⑨ 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）+地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）+介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
- 様式⑩ 介護老人福祉施設+短期入所生活介護+介護予防短期入所生活介護+地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 様式⑪ 介護老人保健施設+短期入所療養介護（介護老人保健施設）+介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）

- 様式⑫ 介護療養型医療施設＋短期入所療養介護（介護療養型医療施設）＋
介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）
- 様式⑬ 居宅介護支援

③ 調査票の記入及び報告等

- 調査対象事業所は、配布された「基本情報調査票」、「調査情報調査票」を記入し、介護サービス情報を公表先等に報告。

※報告に当たっての留意事項

- ・ 各項目について、原則本体サービスについて回答することとする。

《基本情報》

- ・ 本体・予防サービス等にかかる共通項目は1回の入力（記載）で可能となるような構成とする。

《調査情報》

- ・ 各項目について、原則本体サービスについて回答することとする。

④ 担当指定調査機関等への介護サービス情報の通知

- 公表先等から調査対象事業所より受理した介護サービス情報（記入帳票「基本情報調査表」及び「調査情報調査票」）が通知（配布）される。

⑤ 事業所把握及び調査票の確認等（事前準備）

- 介護サービス情報（「基本情報調査票」、「調査情報調査票」）により、調査対象事業所の状況の把握及び調査票の内容確認。

⑥ 事業所訪問調査の実施（2名以上1組、原則1日以内）

調査結果については、2名以上の調査員で合意し決定

※調査に当たっての留意事項

（共通項目）

- ・ 調査時における材料の確認は、原則本体サービスにおける材料の確認によることとする。

（予防単独項目）

- ・ 当該予防サービス等特有項目にかかる材料により確認する。

⑦ 調査結果の同意

- 調査対象事業所に対して調査結果を報告し、事実誤認がないこと及び調査結果がそのまま公表されることについて同意を得る。

⑧ 調査結果の報告

- 調査員は、調査終了後、調査結果1部を速やかに公表窓口等または指定調査機関に対して報告
- 指定調査機関は、調査員からの報告後、速やかに、調査結果を公表窓口等に対して報告

(3) 対象事業所等について

ア 対象事業所について

- 現在、著しく小規模な事業所に対する負担軽減として、介護保険法施行規則において、都道府県知事が毎年定める報告に関する計画の基準日前の1年間に提供を行った介護サービス等に係る居宅介護サービス費等の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額（以下「支払実績」という）が100万円以下である事業所に対して報告の義務を免除（事業所の任意による公表を除く）しているところであるが、本規定は従来どおりの取扱いとする。
- また、本体サービスと同類型の予防サービス等の複数サービスを一体的に実施している場合には本体サービスのみで判断することとし、予防サービス等にかかる支払実績とは合算しない。
- 一方、予防サービス等は、平成18年度より新たに施行されたサービスであり、平成20年度から情報公表の対象予定としている。
- 今後は予防サービス等の定着により利用者の増加が見込まれるものの、現時点では予防サービス等の各事業所において前年度の介護報酬の支払額が少ない場合もあり、結果的に、当該事業所の相当数が免除対象となるおそれがある。
- そのため、予防サービス等単体において現行の報告義務の免除規定を適用した

結果、免除事業所が相当数見込まれた場合、利用者の事業所選択に資する情報提供環境が必ずしも適切に構築できないおそれがある。

○ このため、利用者の事業所選択に資する情報提供環境の整備及び事業所の事務負担軽減の観点から、本体サービスと併せて予防サービス等の指定を受けている事業所については、予防サービス等について、本体サービスと一体的な報告・調査を実施することで、事業所における事務負担及び費用負担の増加はほとんどないと見込まれることから、本体サービスが報告の対象（年間の支払実績が100万円超）となっている場合、予防サービス等にかかる年間の支払実績の如何を問わず、報告の対象事業所とする。

○ なお、予防サービス等の単独事業所については、本体サービス単体事業所と同様、年間の支払実績が100万円を超える場合に報告の対象とする。

○ また、本体サービスが報告の対象を免除（年間の支払実績が100万円以下）されているものの、当該サービスと併せて指定を受けている予防サービス等にかかる年間の支払実績が100万円を超えている事業所については、当該予防サービス等だけでなく本体サービスも報告の対象とする。

イ 公表の対象となる特定福祉用具販売（介護予防含む）事業所の把握方法について

○ 前述のとおり、情報公表制度の公表対象となる介護サービス事業所（以下「対象事業所」という。）については、支払実績が100万円以下である場合は対象としないことができる旨規定している。

○ このことに関して、各都道府県が行う対象事業所の特定のために必要となる介護サービス事業所毎の当該金額等の情報提供については、現在、各国保連にご協力いただき、各都道府県へ情報提供を行っていただいているところである。

○ しかしながら、平成20年度施行予定サービスの一つである特定福祉用具販売（介護予防含む。）については、償還払いサービスであるため、基本的には国保連にデータが無いため、現行施行済サービスと違い、各国保連から情報提供を受け

ることができない。

- このため、各都道府県においては、支払実績が100万円以下の指定事業者については、事業者自らが都道府県へ情報公表制度の免除申請を行っていただくことにより対象事業所の特定を行っていただきたい。

〔参考〕支払実績が100万円以下の介護サービス事業所



各都道府県へ免除の申請（県毎に様式任意）

※添付資料として、福祉用具購入支給申請書（写）等が考えられる。

- ついては、平成20年度からの円滑な実施を図るため、管内の福祉用具販売関係の介護サービス事業所・関係団体等への周知方遺漏無きよう、よろしくお願いいたします。

（４） 公表画面の取扱いについて

- 公表画面については、現在の画面の見やすさに関し、都道府県を通じて様々なご意見をいただいております、平成20年度に向けて、できる限りの改善を行うこととしている。
- いただいたご意見の中には、情報量が多いことが画面の見にくさに影響しているとの指摘もあるところであり、ひとつの事業所の情報画面に現行以上の情報を大幅に増加することは困難と考えている。
- ただし、公表については、利用者の視点にたった公表画面の見やすさに配慮し、本体サービスと予防サービス等の一体的な報告・調査を実施した場合においては、基本的に公表画面をサービス毎に分離して表示することが望ましいと考えている。
- この場合、サービス毎に分離して表示させることについては、システム上自動的な処理で可能となるシステム開発を行うこととしており、公表センターにおける事務負担やシステム関係の経費の増加要因とならないよう配慮することとしている。

(5) 手数料の設定について

- 手数料については、本体サービスと予防サービス等について一体的な報告・調査を実施する場合に、前述の報告・調査方法によれば、単独事業所の調査等にかかる人件費や手間と同等であり、新たな手間はかからないと思料されることから、予防サービス等にかかる手数料は現行の本体サービスにおける手数料の中に一体的に含まれると解釈することが可能であると考えられる。
- したがって、現在、各都道府県におかれては、制度施行2年目を迎え、事務の効率化等を踏まえた手数料の引き下げについて検討いただいているところであるが、これらの追加サービス等が手数料を引き上げる要因にはならないと考えている。
- なお、予防サービスもしくは地域密着型サービスの指定のみを受けている事業所、特定福祉用具販売の指定のみを受けている事業所、短期入所生活介護等の単独事業所については、調査・公表に係る人件費や手間は、本体サービス単体もしくは、予防サービス等を一体的に実施している事業所に対する調査・公表にかかる人件費や手間と同等であることを踏まえつつ、前述を前提とした適切な手数料を設定されたい。
- また、公表事務についても、事業所より一体的に報告を受けた情報は、公表システムに登録する際も一体的に取込むことができ、公表画面には自動的にサービス毎に表示されるシステム改修を行う予定である。そのため、公表センターにおける事務負担やシステム関係の経費の増加要因とはならない。

(6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（サテライト型居住施設） について

（報告について）

- 基本情報及び調査情報については、基本的に項目の構成及び内容が本体施設（老人福祉施設入所者生活介護）と同一であることから、本体施設について報告し、サテライト型居住施設については、予防サービス等と同様の取扱いとする。

（調査について）

- 調査情報については、基本的に項目の構成及び内容が本体施設（老人福祉施設入

所者生活介護)と同一であり、また本体施設と密接な連携を確保して運営している施設であることから、サテライト型居住施設の入所者個人に係る書類等を除き、運営等にかかる書類等は一般的に本体施設の事務室内に保管されていると考えられる。

これらの点を踏まえると、調査事務の効率化の観点からも、調査事務については本体施設で一体的に実施することが可能であると考えられる。

3 事業運営の透明性の確保及び手数料の適切な検証、見直しについて

(1) 事業運営の透明性の確保について

- 情報公表制度の事業運営に当たっては、介護事業者からの手数料を充てていることに鑑み、事業運営の透明性を確保するとともに、介護事業者、利用者等関係者の理解を深めていただく観点から、その運営状況について毎年度公表を行うことが望ましい旨、昨年より累次要請してきているところである。
- しかしながら、運営状況の開示状況を見ると、平成19年10月迄に公表予定の都道府県を含めても、開示割合は過半数に満たない極めて低調な状況であり、このような状況が介護サービス事業者から、本制度の運営状況が不透明であるといった意見等に繋がっているのではないかと懸念があるところである。
- 各都道府県等のホームページ等を活用して積極的に事業運営の公表を行う等、事業運営の透明性の確保について、重ねて適確な対応をお願いしたい。

(2) 手数料の適切な検証、見直しについて

- 情報公表制度における調査事務及び情報公表事務に係る手数料については、各都道府県において議会の議決等を踏まえて条例において設定されているところであるが、手数料の金額については、情報公表制度が平成18年度に施行された新しい制度であるとともに、原則すべての事業所調査やインターネットでの情報公表を行うなど、極めて新しい仕組みを導入したことから、事業初年度は事業規模等を適切に見込むことが困難であったことも想定されることである。
- しかしながら、現在の全国的な施行状況を見ると、調査事務等の効率化が予想以上に早く進んでいることなどから、施行時の手数料算定時の考え方（例：当初、調査に必要な時間数、日数等を2日程度と推定（※））が、すでに調査事務等の実態に見合わない状況になっていると考えられ、このことが手数料の水準の妥当性について、未だ多くの疑義、意見等が多く寄せられることに繋がっているのではないかと

との懸念があるところである。

(※平成18年12月22日老振発1222001号老健局振興課長通知「「介護サービス情報の公表制度における調査事務等に関する手数料について」の一部改正について」において、調査に必要な日数を「概ね2日程度」から「必要な時間数、日数等」に改正済))

- ご報告いただいた事業初年度にあたる平成18年度の収支状況(マクロ)を見ると、指定情報公表センター及び指定調査機関の収支状況は、黒字の県が過半数を占める状況である。

- したがって、手数料指針(平成18年3月31日老振発0331012号老健局振興課長通知「介護サービス情報の公表」制度における調査事務等に関する手数料に関する手数料について)でお示したとおり、事業運営については、手数料収入により円滑に実施できる水準である必要があるが、一方で、過度の剰余が生じることは適切ではないと考えている。

- また、平成20年度の報告・調査の実施方法については、事業所の事務的負担・経費的負担等に十分考慮する必要があること等から、既に施行している12サービス(本体サービス)と同類型の予防サービス等の複数サービスを実施している事業所の同時調査の場合については、原則本体サービスについての回答・調査確認のみとする。

- このような効率的な報告・調査により、本体サービスと一体的に報告・調査を実施する場合の複数サービスに係る手数料については、本体サービスの手数料の中に含まれるものと考えている。

- さらに、来年度から事業所報告・調査結果報告のWEB化を進めることを検討しており、こうした方式によって事業者だけでなく都道府県、公表センター及び調査機関の事務負担の軽減が図られることになる。

- これらの点を踏まえていただき、引き続き、可能な限り調査事務等の実態を把握し、手数料の水準の妥当性等を検討願いたい。

- 具体的には、特に1事業所当たりの調査に要する時間、同一所在地の事業所の調査の同日実施、情報公表システムへの情報入力事務の効率化、管理・運営事務の実態等、調査事務及び情報公表事務の実績について十分に検証し、対外的にも妥当性等についての理解が得られる水準の手数料に引き下げるなど必要な条例の見直し等の取組について、昨年より累次要請してきているところであるが、重ねて適確な対応をお願いしたい。

4 制度の適正な運用等について

- 各都道府県（指定情報公表センター、指定調査機関を含む。）におかれては、情報公表制度の円滑な実施にご尽力をいただいているところであるが、介護保険制度の基本理念（利用者本位・高齢者の自立支援・利用者による選択（自己決定））の実現を支援する情報公表制度の重要性をご理解いただき、引き続き情報公表制度の円滑な運営の確保に向けて普及啓発などについて積極的な対応をお願いしたい。
- また、制度の具体的な実施に当たっては、情報公表制度は都道府県の自治事務であることから、法令及び国の技術的助言を踏まえながら、以下の事項にも留意の上、都道府県ごとの主体的な判断のもとに引き続き、適正な運用をお願いしたい。

(1) 普及啓発等について

ア 利用者等（情報の活用主体）に対する積極的な取組

情報公表制度は、利用者による適切な介護サービスの比較検討、選択を支援する制度であり、当然、被保険者に活用される制度として定着させることが何より重要である。

また、現在の情報公表サイトのアクセス状況を見ると、都道府県間で大きな差がある状況であり、アクセスの低調な県も散見されるところである。

このため、各都道府県においては、今後とも引き続き、被保険者のいる世帯、管内市町村（保険者）、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等介護サービスの利用者の相談に応じる多様な主体に向けて、広く情報公表制度の活用についての普及啓発を行っていただきたい。

イ 介護事業者（情報の公表主体）に対する積極的な取組

情報公表制度は、介護事業者に対して情報の公表を義務付けるものであることから、情報公表制度の円滑な実施に当たっては、情報公表制度の趣旨目的、具体的な仕組み、手数料の考え方等についての介護事業者の理解を得ながら実施することが極めて重要である。

今後とも引き続き、介護事業者や管内の事業者団体等に対する丁寧な説明を行い、理解、協力が得られるよう、積極的に普及啓発に取り組んでいただきたい。

ウ 国としての取組

情報公表制度の普及啓発に当たっては、国としても、介護サービス情報公表支援センターと協力し、パンフレット等の作成支援等を行っているところであるが、今後とも、政府公報の実施等、必要な取組を積極的に行っていく予定である。

〔参考：政府公報の予定（テレビ）〕

番組名：Just Japan(<http://www.gov-online.go.jp/publicity/tv/just.html>)

放送日：平成19年12月中旬（放送局により異なる）

エ 利用者の情報活用の利便性の向上について

情報の公表に当たっては、例えば県のホームページのトップページから利用者が情報公表画面にできるだけ容易に接続が可能となるような工夫をするなど、利用者の公表情報の入手に当たっての利便性の向上に向けて、今後とも引き続き、積極的な取組をお願いしたい。

(2) 相談、苦情等の対応について

- 情報公表制度の円滑な実施に当たって、被調査事業所、公表情報の利用者等からの相談、苦情等について、引き続き、情報公表制度の趣旨目的や具体的内容の丁寧な説明が重要であると考えている。
- 相談、苦情等の対応に当たっては、相談、苦情等を的確に受け止め、対応者による差が生じることなく適切な説明、解決等が図られるよう、対応記録の整備や関係者間での必要な対応情報の共有等を適切に実施願いたい。
- なお、毎月、支援センターにご報告をいただいている相談、苦情等の取りまとめ情報については、実施状況を把握する上で重要な基礎資料であることから、引き続き、ご報告いただくようお願いしたい。

(3) 適切な調査事務等の実施について

ア 事実確認のための調査の徹底等について

- 情報公表制度の調査は、介護事業者が公表しようとする調査情報の事実確認のために行うものであり、調査結果の均質性の確保等の観点から、調査内容についての良し悪しの評価、改善指導等を行わない仕組みである。
- 本制度において、調査員は都道府県知事から指定を受けた調査機関の職員として介護事業所と面談による調査を行うなど、主として事業所と直接対応する立場であることから、事業所の調査員に対する印象は、本制度に対する印象に直結するものである。
- このような中で、一部、調査に当たり、被調査事業所の取組内容に対する良し悪しの評価や指導とも受け取れる調査に対する意見等が未だ聞かれることから、指定調査機関、調査員に対する情報公表制度の調査の趣旨の徹底及び継続的な指導をお願いしたい。
- また、調査員の調査外の行為（例：自社の紹介等）などにより、情報公表制度そのものの信頼を損ねることが生じないように、指定調査機関の動向に留意しつつ、指定調査機関に対する必要な指導の徹底をお願いしたい。

イ 訪問調査員の構成について

- 調査事務の具体的な実施方法については、課長通知において、調査事務の円滑な実施のため、当面は調査員2名のうち1名を調査対象サービスに関する知識を予め有する者とするのが望ましい旨示しているところであるが、今後とも、円滑な調査が行われるよう、調査員の調査対象サービスに対する基礎的な知識の習熟度を踏まえた調査員の派遣に留意するとともに、調査員養成研修等の実施に当たっては、調査員が調査対象事業所の基礎的な知識やイメージを身につけられるような工夫をお願いしたい。

ウ 的確な報告の受理について

- 介護事業者からの報告の受理に当たっては、課長通知において、介護事業者が

報告する介護サービス情報について、報告内容に記入漏れ等の不備がないこと等を確認して受理することとしている。

- しかしながら、インターネット画面において、本年度においても、未記入事項等が見られる場合もあり、利用者が適切に介護事業者の情報を得ることができない状況となっている。

- このような点について、来年度から導入予定の事業所報告・調査結果報告のWEB化で対応できる部分については、改善を図る予定であるが、それまでの間、情報公表制度の信頼を損ねることがないように、公表センターにおかれても、報告の受理に当たっては、引き続き、的確に報告内容を確認し受理するようお願いしたい。

(4) 情報公表事務に関する計画策定の留意点について

- 各都道府県においては、情報公表事務計画の策定に当たっては、今後とも利用者や介護事業者の意見を把握しながら、介護事業者が不公平感を抱いたりすること等のないよう、実情に応じて工夫願いたい。

5 国庫補助事業について

(1) 「在宅福祉事業費補助金介護サービス適正実施指導事業（モデル調査事業）」について

- 本事業の国庫補助の総額は本年度と同程度となるよう概算要求を行っているところである。
- このため、各都道府県におけるモデル調査対象サービスについては、基本的には来年度も本年度と同数程度の協力事業所を選択してモデル調査事業を実施していただきたいと考えているので、各都道府県においても、所要の予算を確保願いたい。
- なお、モデル調査事業は、協力事業所の選定等を通じて、関係事業者等に対する制度施行前の普及啓発の効果や、関係事業者等からの意見等を広く聴取し、施行にあたっての項目の妥当性等の検証を行う重要な機会であるので、来年度においても積極的に実施願いたい。

(2) 「介護サービスの情報の公表」制度支援事業について【参考資料2】

- 本事業は、各都道府県における情報公表制度の円滑な実施を支援するため、介護サービス情報の公表に係る調査及び公表に必要な経費を国庫補助するものであり、来年度においても継続する方針で概算要求を行っているところである。
- 事業の実施主体については、都道府県が自ら実施する事業のほか、適切な団体への委託又は適切な団体等が行う事業に係る経費に対する助成を行うことができることとしているところである。
- また、国庫補助対象事業については、本来の事業運営費のほか、通常よりも事業運営費がかさむ制度施行後の一定期間において、事業者の特別な負担の軽減を考慮した手数料の減免措置等に必要な費用に充当するなど、特に必要とされる事業も広

く対象としており、本年度も所要の予算枠を確保していることから、実情に応じて積極的に活用願いたい。

○ なお、追加協議も相談に応じることとしているので、適宜相談願いたい。

6 今後のスケジュール等について

(1) 今後のスケジュール【参考資料3】

- 情報公表制度については、介護保険法施行規則第140条の29において、制度の対象となるサービスを年々追加施行していくこととしている。
- 平成20年度については、早期全面施行を図る観点から、今年度モデル調査事業を実施した22サービス(細分ベース)を追加することを現時点では予定している。
- また、残りのサービスについては、平成21年度までには基本的に全サービスについて施行する予定であるので了知されたい。

(2) 外部評価制度との関係について

- 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(指定基準)等の規定に基づいて、年に1回は外部評価を受けることとされているが、情報公表制度も平成21年度から適用とする予定で現在調整中である。
- 具体的には、利用者の選択に資する情報であって、客観的な事実情報の調査及び公表が可能な項目については、本年度中に情報公表項目の原案として検討・作成し、平成20年度にモデル調査事業を実施した上で、平成21年度から情報公表制度において施行する予定である。
- また、外部評価制度の項目は、平成19年度における情報公表項目の原案の検討結果を踏まえ、平成20年度中に介護サービスの具体的な内容の評価に関わる項目等について、外部評価制度の項目として調整していくこととしている。
- 何れにしても、両制度の施行に当たっては、介護事業者の負担、都道府県の実施体制の円滑な整備等に関する配慮が必要との認識の下に現在整理中であり、整理

が終わったものから適宜、お知らせすることとしているので、了知願いたい。

(3) 「公表情報中央分析システム（データ集計システム）」に係る円滑なデータ提供について

- 全国の介護サービス事業所の介護サービス情報を集積・分析する「公表情報中央分析システム（データ集計システム）」については、平成17年度来、「介護サービス情報の公表」制度施行準備・支援協議会等における協議のもとに、各都道府県、各情報公表センターのご理解とご協力を得ながら支援センターとの接続等の準備等が進められ、現在に至っているところである。
- 本システムは、介護サービス情報の公表制度の適正かつ円滑な運営に資するよう、公表情報間の相関関係の検証や統計的な分析等を行って、利用者が本当に使いやすい適切な公表項目の見直しにつなげていく等を目的としている重要なシステムであるので、本システムの趣旨・目的をご理解いただき、データ提供等について、円滑に進められるよう、改めてご理解とご協力のほどお願いいたします。
- なお、報告に当たっては、その内容に不備がないこと等に留意の上、ご報告願いたい。

(4) 平成19年度・第2回・介護サービス情報の公表を担当する都道府県担当者研修（国立保健医療科学院主催）への積極的な参加について

- 情報公表制度の円滑な施行には、介護サービス事業者及び利用者の制度に対する理解が不可欠であり、今後とも都道府県の情報公表制度担当者には制度の趣旨目的や具体的内容の積極的な普及啓発、丁寧な説明に努めていただくことが極めて重要である。
- 厚生労働省としては、こうした都道府県における人材の養成を支援するため、昨年度より、国立保健医療科学院において、都道府県の情報公表制度担当者を対象に

「介護サービス情報の公表を担当する都道府県担当者研修」を実施しているところである。

- ついては、本年度2回目の研修会を平成20年1月30日（水）～31日（木）に実施する予定であるので、本研修への積極的な参加についてご配慮いただきたい。

7 参考資料

介護サービス情報の公表制度施行状況等 アンケート調査結果(平成19年7月1日現在)

1 指定情報公表センターの指定状況

	指定情報公表センター数	法人格の割合	公正・中立性確保のための委員会設置等を行っている指定情報公表センター数	
都道府県直営	6	13%	0	0%
社会福祉法人	社会福祉協議会	28	18	64%
	その他の社会福祉法人	0	0	0%
財団法人	4	9%	0	0%
社団法人	2	4%	2	100%
特定非営利活動法人	1	2%	1	100%
公法人(国保連)	6	13%	0	0%
合計	47	100%	21	45%

都道府県が指定情報公表センターとして指定する法人については、都道府県社会福祉協議会が過半数の28か所(60%)となっている。

次いで都道府県直営が6か所(13%)、国保連合会が6か所(13%)となっている。

都道府県社会福祉協議会のうち18か所(64%)、社団法人2か所(100%)、NPO法人1か所(100%)に、事務の公正・中立性を確保するための委員会等を設置している。

2 指定調査機関の指定状況

	指定調査機関数	法人格の割合	
都道府県直営	0	0%	
社会福祉法人	社会福祉協議会	36	13%
	その他の社会福祉法人	5	2%
財団法人	13	5%	
社団法人	23	8%	
特定非営利活動法人	99	36%	
国保連	2	1%	
有限会社	35	13%	
株式会社	55	20%	
その他	5	2%	
合計	273	100%	

都道府県が指定調査機関として指定する法人については、NPO法人が99か所(36%)と1番多く、次いで株式会社が55か所(20%)、都道府県社会福祉協議会が36か所(13%)、有限会社が35か所(13%)と続いている。

3 調査員の確保状況

	合計	構成割合
常勤	1,092	12%
非常勤	8,017	88%
合計	9,109	100%

調査員の総数は9,109人であり、非常勤職員が全体の88%となっている。

4 報告・調査・情報公表計画の内容

計画の基準日	都道府県数	割合
平成19年1月1日	25	53%
平成19年2月1日	1	2%
平成19年3月1日	1	2%
平成19年4月1日	20	43%
合計	47	100%

報告計画(都道府県数)		調査計画(都道府県数)		情報公表計画(都道府県数)	
開始	終了	開始	終了	開始	終了
19年4月	16	19年4月	13	19年4月	14
5月	8	5月	2	5月	2
6月	14	6月	5	6月	
7月	8	7月	13	7月	8
8月	1	8月	13	8月	9
9月		9月	1	9月	10
10月		10月		10月	4
11月	1	11月		11月	
12月	5	12月		12月	
20年1月	5	20年1月	2	20年1月	
2月	4	2月	13	2月	1
3月	30	3月	28	3月	33
4月	2	4月		4月	9
5月		5月	3	5月	1
6月		6月		6月	1
7月		7月	1	7月	1
8月		8月		8月	1

都道府県知事が毎年定める報告に関する計画の開始月は4月が16か所と1番多く、6月が14か所、5月と7月が8か所と続いている。終了月は3月が30か所と1番多く、12月と1月が5か所、2月が4か所と続いている。

都道府県知事が毎年定める調査事務に関する計画の開始月は4月と7月と8月が13か所、6月が5か所と続いている。終了月は3月が28か所と1番多く、2月が13か所と続いている。

都道府県知事が毎年定める情報公表事務に関する計画の開始月は4月が14か所と1番多く、9月が10か所、8月が9か所と続いている。終了月は3月が33か所と1番多く、翌年度4月が9か所と続いている。

5 対象事業所数 (概数)

サービス名	平成19年度 対象事業所数
訪問介護	24,464
訪問入浴介護	2,334
訪問看護	8,328
訪問リハビリテーション	2,454
通所介護	20,013
通所リハビリテーション	6,362
特定施設入居者生活介護	2,095
福祉用具貸与	6,169
居宅介護支援	28,459
介護老人福祉施設	5,794
介護老人保健施設	3,436
介護療養型医療施設	2,263
合計	112,171

本制度の対象事業所数の総数は、112,171か所であり、居宅介護支援が28,459か所と一番多く、訪問介護が24,464か所、通所介護が20,013か所と続いている。1番少ないサービスは特定施設入居者生活介護の2,095か所である。

6 介護サービス情報の公表画面アクセス数集計状況

全国の介護サービス情報の公表画面アクセス数	223,301
-----------------------	---------

※1 当データは平成19年5月における都道府県の介護サービス情報の公表画面アクセス数の合計値となっている。

※2 秋田県、滋賀県、兵庫県、徳島県はシステムの不具合等によりアクセス数が抽出できないため合計値に含まれていない。

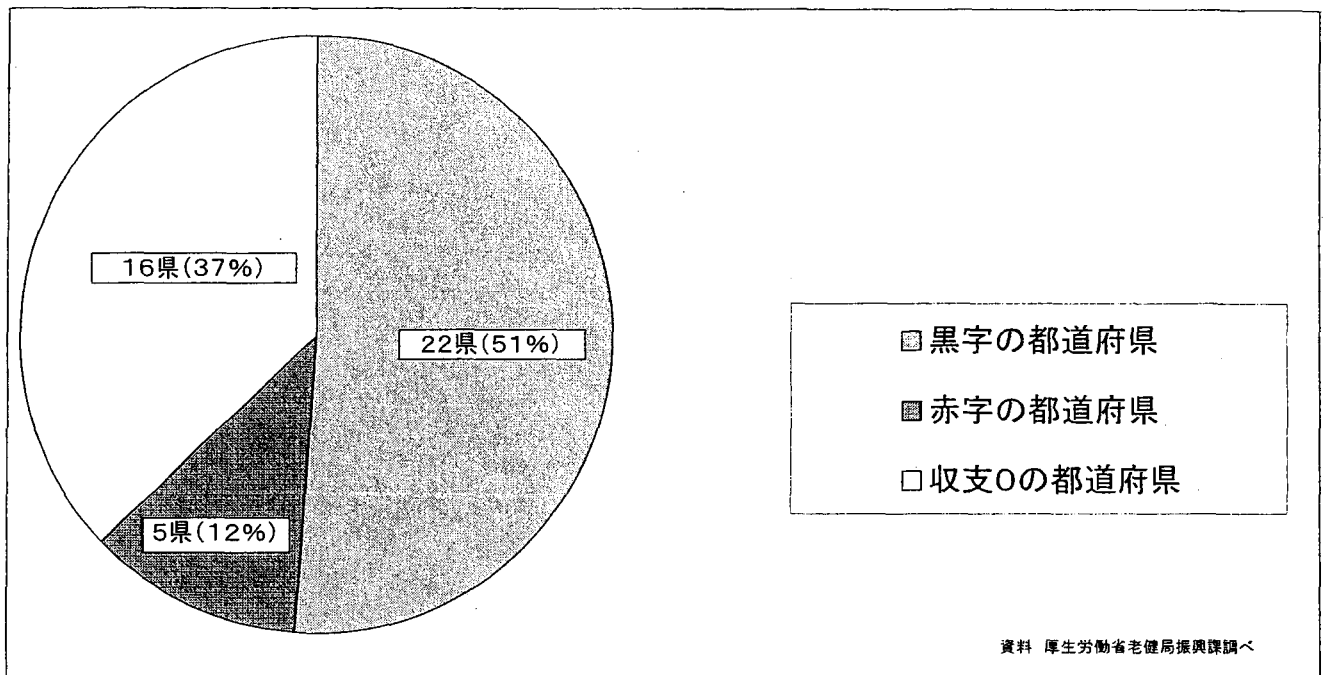
7 手数料の設定状況

	平成18年度	平成19年度以降(予定)
全サービス共通に調査事務手数料を設定している都道府県数	40	35
サービス別に調査事務手数料を設定している都道府県数	7	12

サービスの種類別に手数料単価を定めた都道府県は秋田県、埼玉県、東京都、神奈川県、滋賀県、宮崎県、鹿児島県である。

平成19年度以降、北海道、福島県、千葉県、富山県、長野県がサービス別調査事務手数料を検討している。

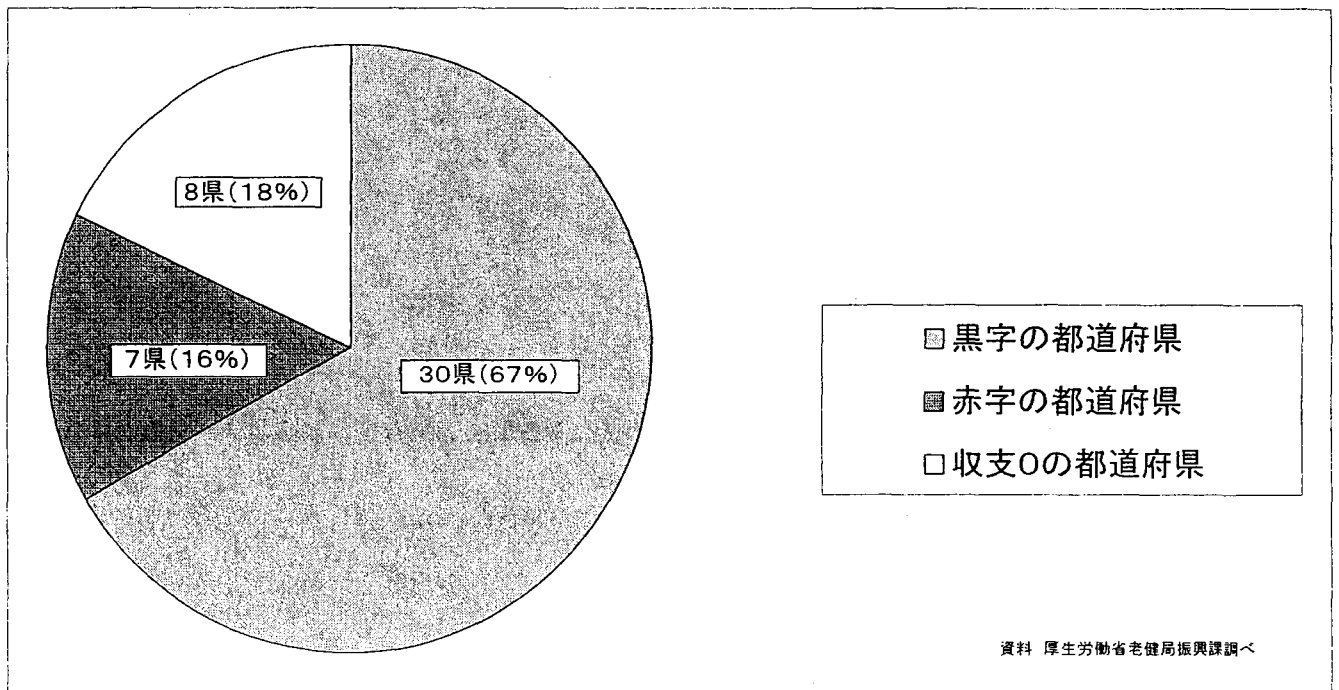
8 各都道府県における情報公表事務(指定情報公表センター)の平成18年度収支状況について



(注1) 指定情報公表センターは県直営(7県)を除き、各都道府県に1か所である。

(注2) 集計時点において4県が精査中による未回答のため、母数は43である。

9 各都道府県における調査事務(指定調査機関)の平成18年度の収支状況について

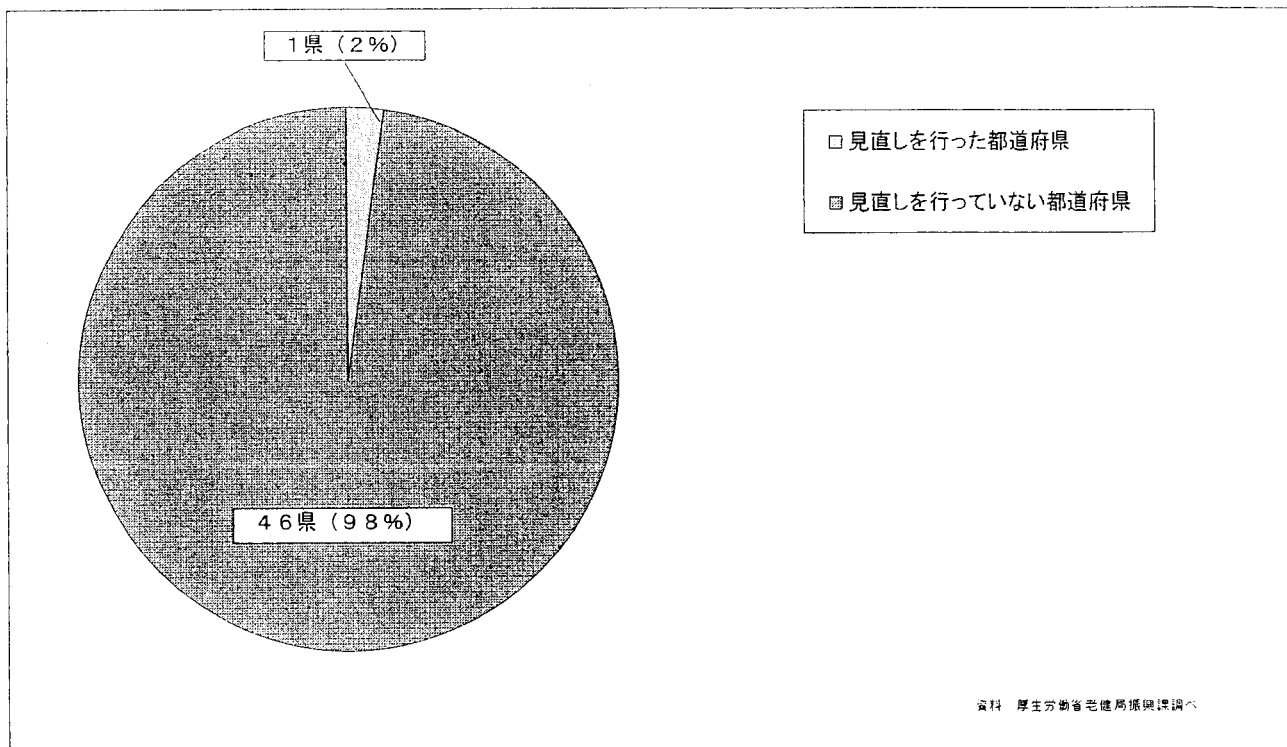


(注1) 各都道府県内に指定調査機関が複数ある場合はその収支の合計となっており、各都道府県内の指定調査機関毎の収支ではない。

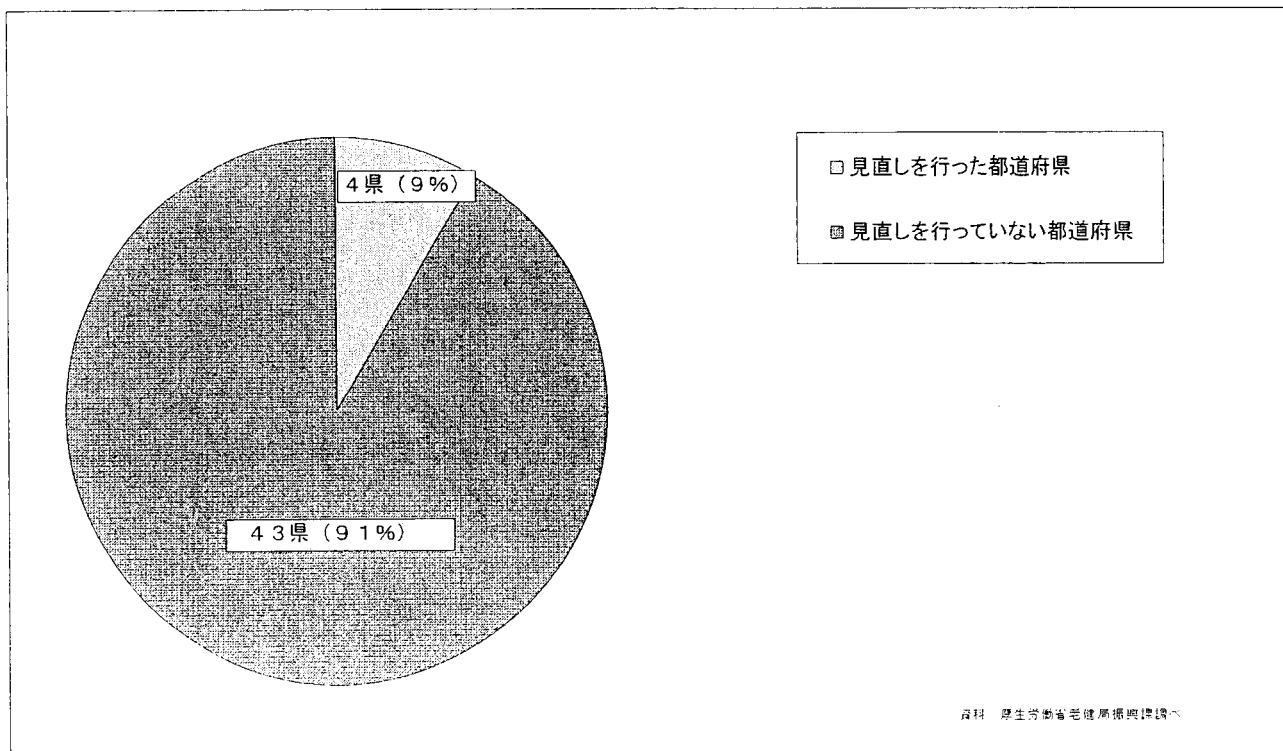
(注2) 集計時点において、2県が精査中による未回答のため、母数は45である。

10 手数料の見直し状況 (平成19年7月1日現在)

公表事務手数料の見直し状況



調査事務手数料の見直し状況



手数料について

(平成19年7月1日現在)

部分は手数料の見直しを(部分は手数料の見直しを行った(予定含む)県

(円)

都道府県名	公表事務手数料		調査事務手数料		合計手数料額
	平成18年度手数料額(円)	現行手数料(円)	平成18年度手数料額(円)	現行手数料(円)	現行手数料額(円)
1 北海道	14,100	同左	52,200	同左	66,300
2 青森県	15,000	同左	44,000	同左	59,000
3 岩手県	13,800	同左	45,200	同左	59,000
4 宮城県	12,000	同左	38,000	同左	50,000
5 秋田県	13,900	同左	45,144	44,433	58,333
6 山形県	12,000	同左	37,000	同左	49,000
7 福島県	12,000	同左	38,000	同左	50,000
8 茨城県	10,000	同左	40,000	同左	50,000
9 栃木県	12,500	同左	37,500	同左	50,000
10 群馬県	11,000	同左	36,000	同左	47,000
11 埼玉県	11,500	同左	40,667	40,917	52,417
12 千葉県	9,300	同左	40,000	同左	49,300
13 東京都	11,400	同左	45,944	45,350	56,750
14 神奈川県	9,700	同左	42,678	42,858	52,558
15 新潟県	10,500	同左	37,400	同左	47,900
16 富山県	14,000	同左	36,000	同左	50,000
17 石川県	14,000	同左	36,000	同左	50,000
18 福井県	13,000	同左	36,000	同左	49,000
19 山梨県	15,000	同左	42,000	同左	57,000
20 長野県	14,000	同左	36,300	同左	50,300
21 岐阜県	11,000	同左	36,000	同左	47,000
22 静岡県	10,000	同左	43,000	同左	53,000
23 愛知県	10,000	同左	45,500	同左	55,500
24 三重県	15,500	同左	30,100	同左	45,600
25 滋賀県	12,000	同左	37,444	38,167	50,167
26 京都府	11,000	同左	36,000	同左	47,000
27 大阪府	15,000	同左	46,600	同左	61,600
28 兵庫県	10,000	同左	39,000	同左	49,000
29 奈良県	12,000	同左	40,000	同左	52,000
30 和歌山県	12,000	同左	40,000	同左	52,000
31 鳥取県	9,500	同左	45,000	同左	54,500
32 島根県	15,000	同左	45,000	同左	60,000
33 岡山県	17,000	同左	49,000	40,000	57,000
34 広島県	15,000	同左	44,800	36,800	51,800
35 山口県	14,000	同左	46,000	同左	60,000
36 徳島県	11,000	同左	46,000	同左	57,000
37 香川県	12,100	10,800	37,400	33,200	44,000
38 愛媛県	15,800	同左	46,000	同左	61,800
39 高知県	15,300	同左	42,500	37,000	52,300
40 福岡県	12,000	同左	48,000	同左	60,000
41 佐賀県	15,000	同左	46,000	同左	61,000
42 長崎県	12,500	同左	47,500	同左	60,000
43 熊本県	14,000	同左	45,000	同左	59,000
44 大分県	14,000	同左	45,000	同左	59,000
45 宮崎県	15,000	同左	45,556	45,833	60,833
46 鹿児島県	14,500	同左	52,500	51,825	66,325
47 沖縄県	14,800	同左	45,000	同左	59,800
平均	12,845	12,817	42,041	41,461	54,278

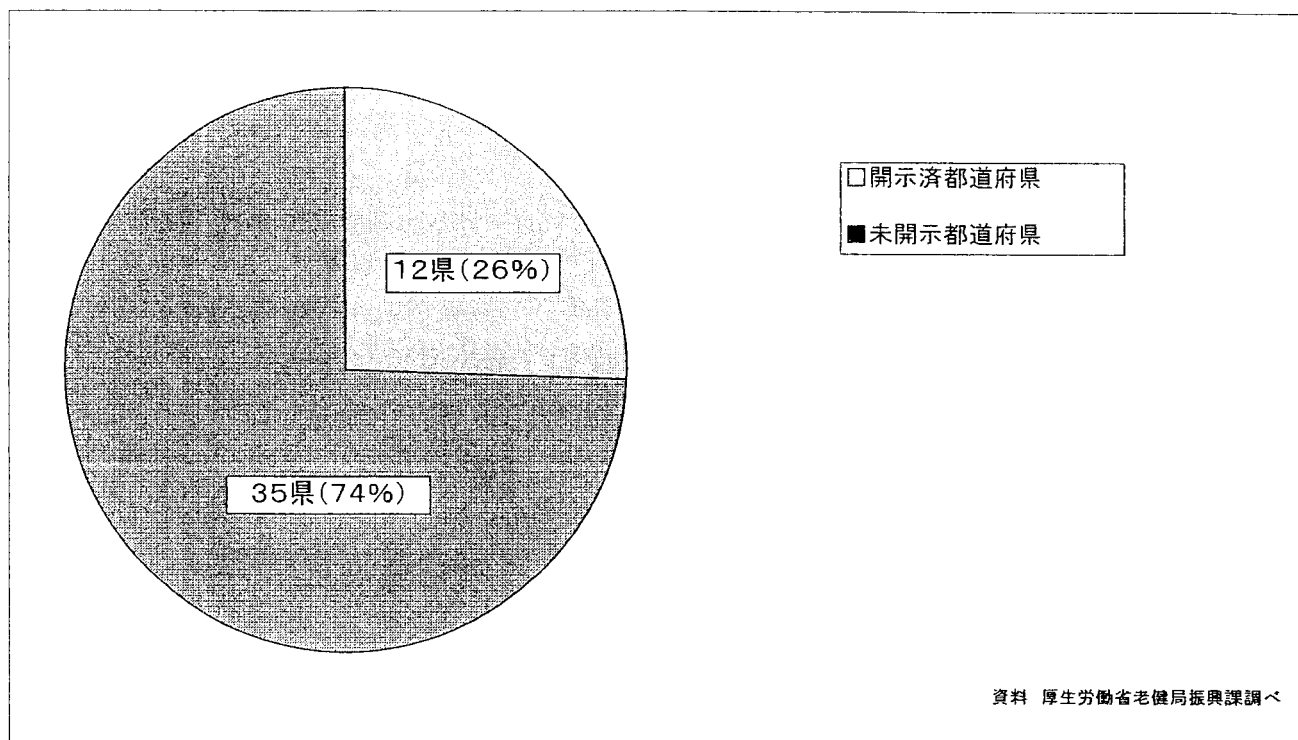
※北海道は7月24日より調査手数料を41,533円に減額。

※高知県に関しては現在県議会へ上程中。議会をとおし、平成19年4月1日にさかのぼり減額予定

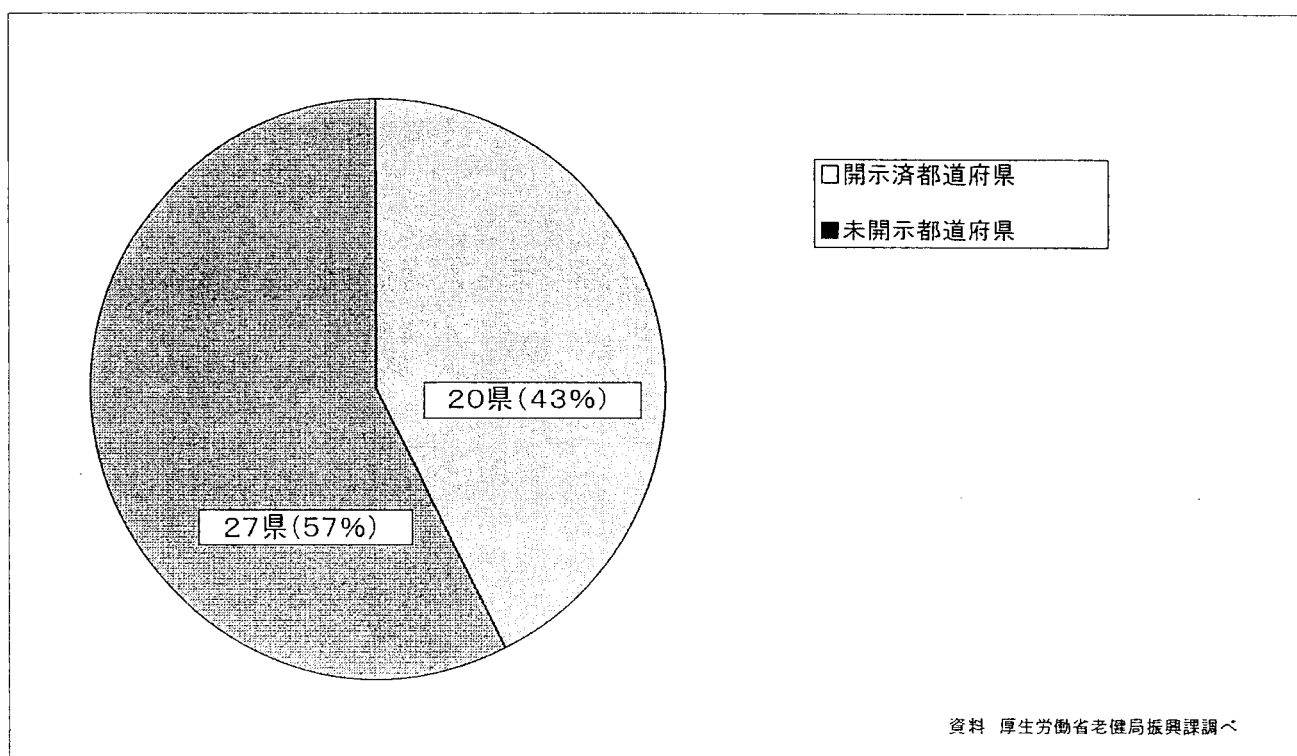
※サービス別に手数料を設定している都道府県はその平均額を掲載

11 事業運営の開示状況

7月時点での事業運営開示状況(予定含む)



10月時点での事業運営開示状況(予定含む)



介護サービス情報の公表制度支援事業

平成20年度要求額

249,627千円

創設年度	平成18年度
補助根拠	予算補助
補助率 (負担割合)	都道府県分 国1/2 都道府県 1/2

1 目的

介護サービスの質の向上、利用者の権利擁護等の観点から、介護サービス事業所が利用者に対し、サービス選択に必要な情報を公表する「介護サービス情報の公表」制度について、各都道府県における円滑な実施を支援するとともに、全国的見地から、将来に渡り、安定的かつ継続的に制度運営を支援する。

2 事業内容

(1) 介護サービス情報の公表制度支援事業

下記に係る事業のうち、各都道府県における制度の円滑な導入に資する費用の一部を補助する。

- ① 介護サービス情報の公表に係る調査及び公表
- ② 都道府県共通介護サービス情報公表システム（追加サービス分）の導入
- ③ 普及・啓発等

3 実施主体 都道府県

「介護サービス情報の公表」

今後のスケジュールについて（予定）

	事 項	内容、スケジュール等
厚生労働省	厚生労働省令改正 （サービスの追加）	・ 項目（案）の骨格については平成19年中に固めることを目途とする。 ・ 平成20年2月公布
	その他の技術的助言	・ 改正施行通知（平成20年2月）
	制度の普及・啓発 （利用者・事業者団体等）	・ 適宜実施

	事 項	内容、スケジュール等
都道府県	調査員（指導者）養成	・ 追加サービスの調査員指導者の養成（平成20年2月～） ・ 追加サービスの調査員養成研修（平成20年3月～） ・ 調査員の登録（平成20年4月）
	公表システム整備	・ 追加サービス分のシステム導入（平成20年3月～）
	制度の普及・啓発 （利用者・事業者団体等）	・ 適時実施

事 項		内容、スケジュール等
シルバーサービス振興会	項目作成等 19' 作成の22サービス 20' 作成のサービス (未定)	・ 検討部会等の開催 (平成19年10月～平成20年2月) 19' 作成の22サービス (平成19年 10月～11月) 20' 作成のサービス (平成19年12月～平成20年2月) ※ (19' 作成の22サービス項目確定後)
	公表システム 都道府県分	・ 追加サービス分の開発 (平成19年11月～平成20年3月)
	中央分	・ 開発・導入の実施 (平成19年11月～平成20年3月)
	調査員養成研修教材	・ 教材作成 (平成19年12月～平成20年2月)
	調査員指導者養成	・ 養成研修の開催 (平成20年2月～3月) ※ (調査員養成研修教材作成後実施)
	制度の普及・啓発支援 (利用者・事業者団体等)	・ 適時実施